

令和7年11月18日
三原市財務部契約課

「三原市週休2日適用工事等実施要領（農林水産工事）」の改正について

「三原市週休2日適用工事等実施要領（農林水産工事）」を改正します。

1 要領の改正

- (1) 「土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）」を適用する工事
- ア 請負対象設計金額3億円以上の工事は週単位の週休2日又は週単位の週休2日交替制の受注者希望型で実施。
- イ 上記ア以外の工事等については、原則、月単位の週休2日又は週休2日交替制の発注者指定型で実施。

	改正前	改正後	
対象	・全ての建設工事	・請負対象設計金額 3億円未満の工事	・請負対象設計金額 3億円以上の工事
発注形式	【通期】 発注者指定型	【月単位】 発注者指定型	【週単位】 受注者希望型
補正対象	・通期	・月単位 ・通期（補正なし）	・週単位 ・月単位 ・通期（補正なし）

(2) 「治山林道必携」を適用する工事

- ア 原則、月単位の週休2日又は週休2日交替制の発注者指定型で実施。

	改正前	改正後
対象	・全ての建設工事	・全ての工事
発注形式	【通期】 発注者指定型	【月単位】 発注者指定型
補正対象	・通期	・月単位 ・通期

2 施工期日

令和7年11月18日以降に公告する工事に適用する。

3 その他

実施にあたっては、三原市週休2日適用工事等実施要領（農林水産工事）に基づき行います。実施要領は、三原市財務部契約課ホームページから入手出来ます。

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/keiyakuka/177622.html>

問い合わせ先
三原市財務部契約課工事検査係
担当 係長 濱中 幸宏
電話 0848-67-6076